

CHINA REPORT

JBIC 中国レポート

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

INDEX

新公布法令・改正法令情報 2

投資関連制度情報 10

中国におけるサービス業の開放拡大

コラム — 名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一 18
第14次5ヵ年計画および2035年までの長期目標の注目点

コラム — キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄 29
— 改正「専利法」に垣間見える米中貿易摩擦下における中国の各種政策 —

表紙写真：深圳空港拡張プロジェクト（1997 年事業開発等融資案件、承諾額 5 千万ドル）

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立つような投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>

株式会社国際協力銀行 北京代表処
北川 善彦

新公布法令・改正法令情報

主な新公布法令【1】

（2021 年 1 月から 2021 年 2 月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

・ 会社設立・M&A

法令名：	「外商投資を奨励する産業目録（2020 年版）」の執行に関する問題に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年第 9 号
公布日：	2021 年 1 月 26 日	施行日：	2021 年 1 月 27 日
概要等：	「目録（2019 年版）」の範囲に属しない外商投資建設中プロジェクトで、「目録（2020 年版）」の範囲に属するものについては、当該プロジェクトにおいて輸入する自己使用設備及び契約に従い上記設備に伴い輸入する技術並びに付帯部品及び予備部品について、第 1 条の規定を参照して輸入租税優遇政策を享受することができる。ただし、輸入設備につき既に徴税されている		

1 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「-」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009 年 7 月 1 日、施行日：2008 年 1 月 1 日（遡及適用）。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

場合には、税金は、これを選付しない。	
法令名：	「虹橋国際開放ハブ建設総体方案」の印刷發布に関する国家発展改革委員会の通知
公布部門：	国家発展改革委員会
公布日：	2021 年 2 月 22 日
概要等：	「一核二帯」の枠組みを発展させる。「一核」とは上海虹橋ビジネス区で、中国国際輸入博覧会と虹橋国際経済フォーラムプラットフォームの役割を十分に発揮させるもの。「二帯」とは、虹橋ビジネス区を起点として延伸する北方向の拡張帯と南方向の拡張帯である。北方向の拡張帯には、虹橋・長寧・嘉定・昆山・太倉・相城・蘇州工業園区を含み、南方向の拡張帯には、虹橋・閔行・松江・金山・平湖・南湖・海塩・海寧を含む。
文書番号：	发改地区[2021]249 号
施行日：	-

・ 税関管理

法令名：	「税関輸出入貨物税減免管理弁法」の実施に関する事項に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	公告 2021 年第 16 号
公布日：	2021 年 2 月 24 日	施行日：	2021 年 3 月 1 日
概要等：	「弁法」第 6 条及び第 7 条に定める「中華人民共和国税関輸出入貨物の税の徴収・免除確認通知書」の変更、取消し及び延期について、その取扱期間は、「弁法」第 5 条に定める期間を参照して実行する。		
法令名：	海南自由貿易港自家用生産設備「ゼロ関税」政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知		
公布部門：	財政部・税関総署・税務総局	文書番号：	財関税[2021]7 号
公布日：	2021 年 2 月 24 日	施行日：	2021 年 2 月 24 日
概要等：	「海南自由貿易港『ゼロ関税』自家用生産設備ネガティブリスト」の詳細については、付属文書を参照する。リストの内容は、財政部、税関総署及び税務総局が関連部門と共同して、海南自由貿易港の実際の必要及び監督管理条件に基づき動態調整をする。		

・ 税務・会計

法令名：	「企業会計準則解釈第 14 号」の印刷發布に関する通知		
公布部門：	財政部	文書番号：	财会[2021]1 号
公布日：	2021 年 2 月 2 日	施行日：	2021 年 2 月 2 日
概要等：	政府と社会資本との提携 (PPP) プロジェクト契約についての社会資本側の会計処理を規範化し、企業会計準則の継続的なコンバージェンス及び等価性を実現するため、財務部は、「企業会計準則解釈第 14 号」を制定した。		

・その他

法令名：	非銀行支払機構顧客支払準備金預託管理方法	
公布部門：	中国人民銀行	文書番号：公告[2021]第 1 号
公布日：	2021 年 1 月 19 日	施行日： 2021 年 3 月 1 日
概要等：	非銀行支払機構は、それぞれ清算機構、支払準備金銀行又はその授権する境内の分支機構と支払準備金合意を締結し、双方の権利、義務及び責任を約定し、顧客支払準備金の安全を保障しなければならない。支払準備金合意では、非銀行支払機構が顧客支払準備金を振り替える支払指令並びに顧客支払準備金に損失が発生した場合に双方が負うべき支払責任及び関連する支払方式を約定しなければならない。	
法令名：	保険会社支払能力管理規定	
公布部門：	中国銀行保険監督管理委員会	文書番号： 2021 年第 1 号令
公布日：	2021 年 1 月 15 日	施行日： 2021 年 3 月 1 日
概要等：	保険会社は、中国銀保監会が制定した保険会社支払能力監督管理の具体的規則に従い、四半期ごとに支払能力四半期報告の要約を公開開示し、日常経営の関係する段階において、保険消費者、株主、潜在投資家、債権者等の利害関係者に対しその支払能力情報を開示及び説明しなければならない。	
法令名：	新たな発展局面の構築に奉仕することに関する交通運輸部の指導意見	
公布部門：	交通運輸部	文書番号：交規画発[2021]12 号
公布日：	2021 年 1 月 22 日	施行日： ー
概要等：	交通物流企業が高品質で、専門化され、全行程がオーダーメイドの物流サービスを発展させるよう指導し、これを奨励する。大型工場・鉱山及び製造業基地に向けた「点对点」の直通貨物列車を増やすことを支持する。時速 160 キロ以上の高速貨物列車及び高速鉄道列車のコンテナを増やす。高速鉄道運送試行を深化させ、専門化された運送手段を発展させ、高速鉄道運送の発展を推進する。	
法令名：	北京金融法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定	
公布部門：	全国人民代表大会常務委員会	文書番号： ー
公布日：	2021 年 1 月 22 日	施行日： 2021 年 1 月 23 日
概要等：	国家金融戦略を実施し、金融安全を維持保護し、金融裁判体系を健全化し、かつ、金融における司法の保護力を強化するため、北京金融法院を設立する。	
法令名：	特許出願行為をより一層厳格に規範化することに関する国家知的財産権局の通知	
公布部門：	国家知的財産権局	文書番号：国知発保字[2021]1 号
公布日：	2021 年 1 月 27 日	施行日： ー

概要等：	質の高い発展の要求を厳格に具体化し、特許出願行為をより一層規範化し、かつ、イノベーションの保護を目的としない非正常な特許出願行為を排除するため、特許出願の秩序を整理し規範化する。特許法実施細則を改正し、非正常な特許出願行為を信用失墜行為として知的財産権信用監督管理に組み入れるよう法により推進する。	
法令名：	新版「食品安全管理体系認証実施規則」の発布に関する認証認可監督管理委員会の公告	
公布部門：	国家認証認可監督管理委員会	文書番号：公告 2021 年第 2 号
公布日：	2021 年 1 月 8 日	施行日： 2021 年 7 月 1 日
概要等：	食品安全管理体系認証業務を規範化するため、「食品安全法」、「認証認可条例」、「認証機構管理弁法」等の法規に基づき、この規則を定める。	
法令名：	国家都市・農村融合発展試験区実施方案に関する国家発展改革委員会弁公庁の回答	
公布部門：	国家発展改革委員会	文書番号：発改弁規画[2021]135 号
公布日：	2021 年 2 月 3 日	施行日： ー
概要等：	新たな発展の局面を構築し、都市により農村を牽引し、工業により農業を補い、都市と農村との発展格差及び住民の生活水準格差の縮小を目標とし、農村振興戦略及び新型都市化戦略を協調的に推進することを足がかりとして、都市と農村の生産要素の双方向の自由な流動及び公共資源の合理的な配置を促進する。	
法令名：	国境を跨ぐ訴訟の当事者のためオンライン立件サービスを提供することに関する最高人民法院の若干の規定	
公布部門：	最高人民法院	文書番号：発改弁規画[2021]135 号
公布日：	2021 年 2 月 3 日	施行日： 2021 年 2 月 3 日
概要等：	人民法院は、国境を跨ぐ訴訟の当事者のためオンライン立件指針、問合わせ、委託代理による動画証拠及び立件登記サービスを提供する。	
法令名：	第一次・二次・三次産業融合発展用地の保障及び規範化に関する自然資源部、国家発展改革委員会及び農業農村部の通知	
公布部門：	自然資源部・国家発展改革委員会・農業農村部	
文書番号：	自然資発[2021]16 号	
公布日：	2021 年 1 月 28 日	施行日： ー
概要等：	農村の第一次・二次・三次産業の融合発展の合理的な用地の必要（農産品加工流通、農村レジャー観光・旅行及び電子商取引等が混合・融合する産業用地）を保障し、農村の第一次・二次・三次産業の融合発展用地の範囲を明確にし、農村産業が地域の範囲内で統一的に配置されるよう誘導し、集団建設用地の使用ルートを開拓する。	

法令名： 農村土地経営権流通管理弁法	文書番号：令 2021 年第 1 号
公布部門： 農業農村部	施行日： 2021 年 3 月 1 日
公布日： 2021 年 1 月 26 日	
概要等： 各地において土地経営権流通市場又は農村財産権取引市場を確立することを奨励する。県級以上の地方人民政府の農業農村主管（農村経営管理）部門は、業務指導を強化し、運営規則を確立して健全化し、土地経営権流通政策相談、情報発表、契約締結、取引鑑定証明、権益評価、融資担保、記録文書管理等のサービスを規範的に展開するよう促さなければならない。	
法令名： プラットフォーム経済分野に関する国務院反独占委員会の反独占指針	文書番号：国市監広[2020]175 号
公布部門： 国務院反独占委員会	施行日： 2021 年 2 月 7 日
公布日： 2021 年 2 月 7 日	
概要等： プラットフォーム分野における独占行為を予防・制止し、市場の公平な競争を保護し、プラットフォーム経済規範が秩序を有し革新的で健全に発展することを促進し、かつ、消費者の利益及び社会公共利益を維持保護するため、「反独占法」等の法律の規定に基づき、この規定を制定する。	
法令名： 「刑事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈	文書番号：法積[2021]1 号
公布部門： 最高人民法院	施行日： 2021 年 3 月 1 日
公布日： 2021 年 1 月 26 日	
概要等： 最高人民法院が 2012 年 12 月 20 日に発布した『刑事訴訟法』の適用に関する解釈（法積[2012]21 号）は、同時にこれを廃止する。最高人民法院が以前に発布した司法解釈及び規範性文書がこの解釈と一致しない場合には、この解釈を基準とする。	
法令名： グリーン・低炭素循環発展経済体系の確立及び健全化の加速に関する国務院の指導意見	文書番号：国発[2021]4 号
公布部門： 国務院	施行日： ー
公布日： 2021 年 2 月 2 日	
概要等： 1.鉄鋼、石油化学、化学工業、非鉄、建材、紡織、製紙、皮革等の業種のグリーン化改造の実施を加速させる。2. 生態栽培及び生態養殖の発展を奨励し、グリーン食品及び有機農産品の認証及び管理を強化する。3. 電子商取引プラットフォームにおけるグリーン製品販売専区の設置を推進する。グリーン製品及びサービスの認証管理を強化し、認証機構の信用監督管理メカニズムを完全化する。4. グリーン債権標準を統一し、グリーン債権格付け標準を確立する。グリーン保険を発展させ、保険料率調節メカニズムの役割を発揮させる。	
法令名： 関連標準が改正された際の強制性製品認証自己声明評価方式の実施にかかる要求の発布に関する国家認証認可監督管理委員会の公告	

公布部門： 国家認証認可監督管理委員会	文書番号：公告 2021 年第 4 号
公布日： 2021 年 2 月 8 日	施行日： 2021 年 2 月 8 日
概要等： CCC 認証自己声明評価方式を適用する製品生産者（製造業者）は、関連する評価の依拠する標準の改正状況を自発的に追跡収集し、標準の改正の際には一定の方式により自己声明を実施しなければならない。	
法令名： 商業銀行インターネット貸付業務のより一層の規範化に関する中国銀保監会弁公庁の通知	文書番号：銀保監弁発[2021]24 号
公布部門： 中国銀保監会	施行日： ー
公布日： 2021 年 2 月 19 日	
概要等： 商業銀行は、リスクコントロールの主体としての責任を強化し、インターネット貸付リスク管理を独立して展開し、かつ、貸付のリスク評価及びリスクコントロールに重要な影響があるリスクコントロールの段階を自発的に完成させなければならない。貸付前、貸付中及び貸付後管理の中核的段階のアウトソーシングを厳禁する。地方法人銀行は、インターネット貸付業務を展開する場合には、当地の顧客に奉仕しなければならない。登録地の管轄区を跨いでインターネット貸付業務を展開してはならない。	
法令名： 不法な資金集めの防止及び処置条例	文書番号：国令第 737 号
公布部門： 国務院	施行日： 2021 年 5 月 1 日
公布日： 2021 年 1 月 26 日	
概要等： 国に別段の定めのある場合を除き、いかなる単位及び個人も資金集めの内容を含む広告を發表し、又はその他の方式により社会公衆に対し資金集めの宣伝をしてはならない。不法に資金を集めるために設立された企業、個人工商業者及び農民專業合作社は、市場監督管理部門が行政処罰として営業許可証を取り消す。不法に資金を集めるために設立されたウェブサイト、開発されたモバイルアプリケーションプログラム等のインターネットアプリケーションは、電信主管部門が法により閉鎖する。1998 年 7 月 13 日に国務院が発布した「不法金融機構及び不法金融業務活動取締弁法」は、同時にこれを廃止する。	
法令名： 「基礎電子部品産業発展行動計画（2021～2023 年）」の印刷発布に関する工業及び情報化部の通知	文書番号：工信部電子[2021]5 号
公布部門： 工業及び情報化部	施行日： ー
公布日： 2021 年 1 月 15 日	
概要等： 重点市場応用普及行動を実施し、スマート端末、5G、インダストリアルインターネット及びデータセンター並びにコネクテッドカー等の重点業種において電子部品の差別化応用を推進し、製品が社会資源を導入し、繰り返しアップグレードすることを加速させる。	

法令名：	入札募集・入札分野におけるビジネス環境最適化の長期かつ効果的なメカニズムの確立・健全化に関する通知	
公布部門：	国家発展改革委員会等 11 部門	文書番号：発改法規[2021]240 号
公布日：	2021 年 2 月 20 日	施行日：－
概要等：	2021 年 11 月末までに、省級公共資源取引プラットフォーム、入札募集・入札公共サービスプラットフォーム及び省級行政監督部門のウェブサイトコラムにおいて目録及び全文（又はウェブサイトアドレスへのリンク）を公表し、かつ動的に更新し、市場主体による閲覧を便利にする。目録に組み込まれていないものは、一律に行政監督管理の根拠としてはならない。	
法令名：	「海南開放イノベーション合作メカニズム」の印刷発布に関する科学技術部弁公庁及び海南省人民政府弁公庁の通知	
公布部門：	科学技術部弁公庁・海南省人民政府弁公庁	
文書番号：	国科弁区[2020]105 号	
公布日：	2021 年 2 月 25 日	施行日：－
概要等：	この弁法において「自営ネットワークプラットフォーム」とは、保険機構がインターネット保険業務を営営するため、法により設立した独立に運営し、完全なデータ権限を享有するネットワークプラットフォームをいう。保険機構の分支機構及び保険機構と持分、人員等の関連関係を有する非保険機構が設立したネットワークプラットフォームは、自営ネットワークプラットフォームに属しない。インターネット企業が保険業務を代理するにあたっては、保険代理業務経営許可を取得しなければならない。	
法令名：	「証券市場資金信用格付業務管理弁法」	
公布部門：	証監会	文書番号：第 181 号令
公布日：	2021 年 2 月 26 日	施行日：2021 年 2 月 26 日
概要等：	関連する自律組織は、証券格付機構及びその人員が証券格付業務に従事するための資料バンク及び信義誠実ファイルを確認し、関連する信義誠実情報を証券先物市場信義誠実ファイルデータベースに組み入れなければならない。中国証券業協会は、業種情報の公開を積極的に推進し、信用評価メカニズムを構築し、定期的に証券格付機構及びその人員に対して信用評価を展開しなければならない。	
法令名：	「社債発行及び取引管理弁法」	
公布部門：	証監会	文書番号：第 180 号令
公布日：	2021 年 2 月 26 日	施行日：2021 年 2 月 26 日
概要等：	発行者及びその支配株主、実質支配者、董事、監事並びに高級管理人員がこの弁法第 5 条第 2 項の規定に違反し、債権保有者の権益に重大な損害を与えた場合には、中国証監会は、法によりその市場における資金調達等の活動	

	を制限し、かつ、その関係情報を証券先物市場信義誠実ファイルデータベースに組み入れることができる。2015 年 1 月 15 日に発布した「社債発行及び取引管理弁法」（証監会令第 113 号）は、同時にこれを廃止する。
法令名：	銀行保険機構評判リスク管理方法（試行）
公布部門：	中国銀保監会
公布日：	2021 年 2 月 8 日
概要等：	銀行保険機構は、定期的に評判リスクの潜在的危険の調査を展開し、内部管理、商品設計、業務フロー、外部関係等の面において、評判リスクのトリガー要素を根源から減少させ、評判リスク対応事前案及び関連する内部制度の完全化を継続しなければならない。

投資関連制度情報

中国におけるサービス業の開放拡大

近年、中国では、サービス業分野の対外開放を拡大する複数の措置が同時に実施され、主に次の 3 つの面の業務が展開されている。①外資の参入許可にかかるネガティブリストを削減すること、②外商投資を奨励する産業目録を拡大すること、③サービス業の開放拡大にかかる総合的な試行を推進すること、である。

サービス業の開放拡大を推進するにあたり、北京では、2015 年からサービス業の開放拡大にかかる総合的な試行が 3 回にわたって展開され、国家サービス業開放拡大総合モデル区が創設された。試行の実施以来、北京市のサービス業は累計 5686 億人民元の外資を受け入れており、これは北京市が受け入れた外資総額の 96.9%、全国のサービス業が受け入れた外資の 14.8%を占めた（銀行、証券、保険分野のデータは含まれない。）。

第一、北京のサービス業開放拡大の経過

一、第 1 回 北京をサービス業の開放拡大にかかる全国初の総合試行都市に

2015 年 5 月 5 日、国務院は、「北京市サービス業開放拡大総合試行総体方案」（国函[2015]81 号）（以下「総体方案」という。）を承認し、北京市においてサービス業の開放拡大にかかる 3 年間の総合的な試行を展開することに同意した。発展目標は、3 年間の積極的な模索を経て、市場参入許可の緩和、監督管理モデルの改革及び市場環境の最適化を通じ、北京市のサービス業の開放拡大にかかる、国際的な基準と連動した新局面を形成することに努め、全国で再現・普及させることができる経験を積み、サービス業の開放拡大にかかる総合試行を国の全面的かつ自発的な開放の重要な実践とすることであった。

北京市のサービス業開放拡大にかかる総合試行は、範囲が広く内容が多い。1 つは、「6+1」という開放拡大の局面を構築することである。「6」とは、主に科学技術、インターネット・情報、文化教育、金融、ビジネス・旅行、健康医療の六大重点サービス分野に集中して、各種資本への開放を徐々に拡大し、外資の持分比率制限を引き下げ、又は取り消し、経営資質及び経営範囲の制限の一部又は全部を緩和し、投資主体の多元化を実現し、開放によって改革と発展を促し、北京のサービス業のアップグレード及び世代交代を加速するものである。

「1」とは、対外投資管理体制の改革を深めることをいい、主に「備案制」等の管理におけるイノベーションを通じて、中国本土企業が積極的に国際市場を開拓するのを援助し、企業の「走出去（海外進出）」の歩みを加速させるものであり、その目的は、国内外の 2 つの市場、国内外の 2 つの資源の優位性を生かし、本土企業の発展の場を広げ、国際的な競争力を高めることにある。「6」は「引進來（外資誘致）」に着眼し、「1」は「走出去（海外進出）」に立脚するものであり、双方向の開放という特徴が体現されている。2 つ目は、五大付帯サ

ポート体系を最適化することである。これは主に、体制メカニズムのイノベーション、政府の監督管理及びサービス方式の転換を通じて、科学的かつ規範的で、効率がよく透明なサービス業促進体系を構築し、国際化、市場化、法治化されたビジネス環境を整備し、開放のために効果的な保障を提供するものである【2】。

二、第 2 回 サービス業の開放にかかる総合試行を更に深化

2017 年 6 月 25 日、国務院は、「改革を深化させ、北京市のサービス業開放拡大総合試行を推進することにかかる業務方案」（国函[2017]86 号）（以下「深化方案」という。）を承認し、北京市が試行期間内にサービス業開放の総合試行を更に深めることに同意した。試行期間内において、引き続き改革を深化させ、サービス業の開放拡大を推進し、新たに 85 項目のサービス業開放拡大措置が出され、その中には 10 項目の開放措置及び 75 項目の改革措置が含まれた。

第 1 回の開放リストと比べ、新たな開放措置は関連する業種が更に多く、航空運送、その他の建築業、文化芸術、銀行業、人的資源サービス業、ラジオ・テレビ・映画・音響映像業、企業管理サービス、法律サービス、医学研究・試験発展の 9 つの業種をカバーするものだった。

2015 年 5 月に国務院が承認した総体方案及び 2017 年 6 月に承認した深化方案の要求に従い、北京市は、サービス業の発展における産業の優位性に立脚し、科学技術、インターネット・情報、文化教育、金融、ビジネス・旅行、健康医療の六大分野において全市域に向けて試行をし、サービス業及びサービス貿易の発展に適応した体制メカニズムの構築を加速させた。現在、2 回の方案で確定された 226 項目の任務は既にほぼ実施されている。第三者機構の評価によれば、サービス業の開放拡大、サービス貿易の利便化、開放型経済ビジネス環境の最適化等における試行によって、中国で初めての、又は効果が最も優れた 68 項目の開放イノベーション措置が形成され、サービス業の新業態、新モデルが集まった。また、試行により、4 つの試行経験が様々な形式と範囲で広められた。そのうち、外資企業の登記備案における「単一窓口、単一フォーム」による受理については、国務院の政府業務報告に書き込まれ、全国に広められ、人材仲介機構の制限緩和等の開放措置は、国務院文書の形式で自由貿易試験区において再現・普及された。このほか、商務部も、試行における 2 回計 9 つの最良の実践事例を全国で再生、普及させた。試行によって、自由貿易試験区と補完しあう開放改革の道が模索され、サービス業の開放・イノベーション発展及び経済構造のモデルチェンジ・アップグレードが効果的に促進されたというべきである【3】。

² 北京市のサービス業開放拡大総合試行の関係状況につき国務院報道弁公室が説明会を開催した。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-09/29/content_2940377.htm

³ 北京市のサービス業開放拡大総合試行の全面的な推進につき国務院報道弁公室が説明会を開催した。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/10/content_5381235.htm

三、第 3 回 3 年間の新たな試行

2019 年 1 月 31 日、国務院は、「北京市のサービス業開放拡大総合試行を全面的に推進することにかかる業務方案」（国函[2019]16 号）（以下「全面推進方案」という。）を承認し、北京市においてサービス業の開放拡大にかかる総合試行を引き続き展開し、全面的に推進することに同意し、期間は承認の日から 3 年とされた。

2019 年 8 月 15 日、全面推進方案を徹底・具体化し、かつ、サービス業の開放拡大にかかる総合試行の業務を更に深めるため、北京市は、サービス業の開放拡大総合試行の重点分野における 3 年行動計画【4】を發布し、科学技術、インターネット・情報、金融、教育、文化旅行、医療・養老、専門的サービス、総合分野の計 8 つの分野の開放改革にかかる 3 年行動計画を公表し、合計 190 項目の開放・イノベーション措置を打ち出した。

第二、関連法規及び政策

一、関係行政法規及び国務院の承認を経た部門規則の規定を北京市において一時的に調整して実施

2019 年 11 月 12 日、国務院は、「北京市において関係行政法規及び国務院の承認を経た部門規則の規定を一時的に調整して実施することに関する国務院の認可回答」（国函[2019]111 号）を發布し、全面推進方案に従い、即日からは北京市のサービス業開放拡大にかかる総合試行の全面的推進期間が満了するまで（2022 年 1 月 30 日）、北京市において「旅行社条例」、「外商投資電信企業管理規定」、「中華人民共和国認証認可条例」、「民営非企業単位登記管理暫定施行条例」、「娯楽場所管理条例」、「営業性公演管理条例」の 6 つの行政法規及び「外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）」の関係規定を一時的に調整して実施することに同意した。

二、2020 年中国国際サービス貿易取引会グローバルサービス貿易サミットにおける習近平主席の挨拶

2020 年 9 月 4 日、習近平国家主席は、2020 年中国国際サービス貿易取引会のグローバルサービス貿易サミットで挨拶をし、その中で、「中国は対外開放を揺るぎなく拡大し、越境サービス貿易ネガティブリスト管理制度を確立・健全化し、サービス貿易イノベーション発展試行の開放型プラットフォームの建設を推進し、サービス業市場への参入許可を引き続き緩和し、良質なサービスの輸入を主体的に拡大する。中国はサービス貿易の発展にお

4すなわち、「科学技術分野開放改革 3 年行動計画」、「インターネット・情報分野 3 年行動計画」、「金融分野開放改革 3 年行動計画」、「教育分野 3 年行動計画」、「文化旅行分野 3 年行動計画」、「医療・養老分野開放改革 3 年行動計画」、「専門的サービス分野 3 年行動計画」、「商業サービス・交通運送・建築サービス等の分野の 3 年行動計画」である。

る実際のニーズに積極的に順応し、多国間、地域等のレベルでのサービス規則の調和を推進し、グローバル経済のガバナンスの改善を続け、世界経済の包摂的な成長を促進する」とし、「中国のサービス業の開放における北京の牽引役としての役割をよりよく発揮させるため、北京における国家サービス業開放拡大総合モデル区の建設、先行テストの強化、再現・普及が可能により多くの経験の模索を支持する。また、科学技術イノベーション、サービス業の開放、デジタル経済を主な特徴とする自由貿易試験区の設立、北京・天津・河北の協同発展に向けたハイレベルの開放型プラットフォームの構築、よりハイレベルな改革開放における新局面の形成を先導することを支持する」と語った【5】。

三、2021 年政府業務報告

2021 年 3 月 5 日、李克強総理は、国務院を代表し、第 13 期全国人民代表大会第 4 回会議において「政府業務報告」を行った。報告は全部で 3 つの部分、すなわち、①2020 年の業務回顧、②「第 13 次 5 年計画」の期間における発展の成果及び「第 14 次 5 年計画」の期間における主な目標任務、③2021 年の重点業務からなり、そのうち、2021 年の重点業務の部分では、「積極的かつ有効に外資を利用する。外資参入許可のネガティブリストをより一層削減する。サービス業の秩序ある開放を促進し、サービス業の開放拡大にかかる総合試行を増設し、クロスボーダーサービス貿易のネガティブリストを制定する。」ことが報告で明確にされた【6】。

四、最高人民法院が意見を発表し、北京市の国家サービス業開放拡大総合モデル区、中国（北京）自由貿易試験区の建設のため、司法サービス及び保障を提供

2021 年 3 月 22 日、最高人民法院は、「北京市国家サービス業開放拡大総合モデル区及び中国（北京）自由貿易試験区の建設のため人民法院が司法サービス及び保障を提供することに関する最高人民法院の意見」（法発[2021]11 号）（以下「意見」という。）を發布した。意見では、北京の「2 つの区」の建設における科学技術イノベーション、サービス業の開放、デジタル経済等の主な特徴にあわせて、知的財産権、金融サービス等の重点分野における法院の裁判メカニズムのイノベーション、裁判能力の整備を強化し、最良の首都の建設のため力強い司法サービス及び保障を提供するとした。また、「意見」では、北京の法院が科学技術イノベーション、サービス業開放、デジタル経済の 3 つの重点分野において、知的財産権、金融等のサービス業の重点分野及びデジタル経済にかかる司法保護を強化し、北京における国際的な科学技術イノベーションセンター、サービス業開放拡大総合モデル区及びデジタル経済試験区の建設を推進し、全国において牽引役としての役割を発揮させることが

5 新華網、「2020 年中国国際サービス貿易取引会グローバルサービス貿易サミットにおける習近平の挨拶（全文）」

http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-09/04/c_1126454718.htm

6 政府業務報告全文

<http://www.gov.cn/zhuanti/2021lhfgzbg/index.htm>

強調された。

第三、サービス業開放拡大の総合的試行の範囲を拡大して「1+N」の試行局面を初歩的に形成

一、商務部等の 11 の部門が連携して北京市でのサービス業開放拡大の総合的試行の経験を普及させる。

2020 年 7 月 8 日、商務部は、最高人民法院、科学技術部等の 10 部門と共に「北京市サービス業開放拡大総合試行経験再現普及業務を適切にすることに関する通知」（商資函[2020]212 号）を印刷発布し、試行経験を全国的に再現・普及させることとし、具体的には、金融、科学技術イノベーション、人民生活等の分野の 6 つの試行経験が含まれている。このうち、金融分野で普及させる試行経験は、「統一登記の動産担保融資サービスモデル」である。科学技術イノベーション分野では、4 つの試行経験を普及させる。これは、次のような企業の設立・運営、人材サービス、権益保護、研究開発設備の監督管理等の複数の部分にかかわる。①「永久居留身分の外国籍人材が科学技術型企業を創設運営することを支持する」、すなわち、永久居留身分証を有する外国籍人材が科学技術型企業の創設運営の面で国民待遇を享受すること、②「外国籍人材ワンストップ式政府業務ステーションを設立する」、すなわち、多階層・多次元のサービスネットワーク体系を構築し、外国籍人材のため証書手続、社保、賃金報酬、商務登録代理、生活サービス及び専属サービス等の面のカスタマイズサービスを提供すること、③「知的財産権紛争多元化調停メカニズム」、すなわち、業種性・専門業務性の人民調停組織の成立を推進し、知的財産権部門による主導・司法行政部門による指導・司法部門による確認保障という、多部門が連携する知的財産権矛盾紛争多元化調停メカニズムを積極的に構築すること、④「検査必須でない研究開発テスト車両の一時的輸入期間を延長する」、すなわち、条件に適合する企業が一時的に輸入する、検査必須でない研究開発テスト車両について、テストの必要に基づき、一時的輸入期間を 6 か月から 2 年に延長することを許可することである。人民生活分野で普及させる試行経験は、「インターネット+看護サービスモデルのイノベーション」であり、主たる方法は、インターネット在宅サービス目録を制定し、医療機構からある機構に派遣されて登録し、又は届け出た看護師がインターネット技術に依拠し、「オンライン申請、オフラインサービス」等のモデルにより、退院患者又は行動に不便のある特定の人々のため看護を提供するというものである。

二、北京でのサービス業開放拡大の総合的試行と北京自由貿易試験区の「政策連動」

2020 年 8 月 28 日、国務院は、「北京市の新たなサービス業開放拡大総合試行を深化させ、国家サービス業開放拡大総合モデル区を建設することにかかる業務方案」に回答し、北京市の新たなサービス業開放拡大の総合的試行を深化させ、国家サービス業開放拡大総合モデル区を建設することに原則的に同意した。2020 年 9 月 21 日、国務院は、「中国（北京）自

由貿易試験区総体方案」を印刷発布した。前者で打ち出されたのは、自由貿易試験区において施行するサービス業分野の開放政策について、北京の発展の位置づけに適合する場合には、北京市は、いずれについても、手続に従い承認を受けた後に、サービス業の開放拡大をより一層深化させる業務の中で試行をすることができるというものであり、これにより、北京市が各自由貿易試験区の成熟した試行経験を再現普及させることを支持している。また、後者は、自由貿易試験区の改革と北京市の改革の連動を強化し、各改革試行任務について、条件を備える場合には、中関村国家自主イノベーションモデル区において全面的に実施し、かつ、北京市において段階的に普及試験する旨に言及している。

北京市商務局局長の閔立剛は、「これは、北京が次の段階として国家サービス業開放拡大総合モデル区及び北京自由貿易試験区改革の連動イノベーションを統一的に推進するために政策基礎を築いた。」と述べている【7】。閔立剛の説明によると、中国の高水準の対外開放局面において、自由貿易試験区は園区開放モデルにあたり、自由貿易試験区のイノベーション政策はすべてこの園区内で実現され、園区には明確な四方境界範囲があり、一定の地理空間の範囲内に限定されていることから、開放圧力テスト及びリスク管理統制に適している。

サービス業の開放拡大は産業開放モデルにあたり、主としてサービス業に焦点を合わせた開放発展である。つまり、サービス業開放拡大のような政策は地域の制限を受けず、特段の状況を除き、いずれも北京市の全行政区域範囲に適用されるもので、地域を跨ぎ、かつ、融合性が高いというサービス業分野の特徴に適合する。

閔立剛はまた、「北京は産業開放と同時に、自由貿易試験区の園区開放の方式を参考に、「サービス業開放拡大について重点園区における模範的発展を推進する」必要があるという目標任務を提出し、「産業+園区」協同開放モデルを積極的に模索している」、「2 つの開放モデルにはそれぞれ特徴と優位性があり、両者が結合した開放モデルは、優位性の相互補完・良好な相互作用の開放局面の形成に資するはずだ」と述べている。

三、天津、上海、海南及び重慶の 4 省・市における試行展開についての国務院の回答による同意

2021 年 4 月 9 日、国務院は、「天津市、上海市、海南省及び重慶市におけるサービス業開放拡大総合試行の展開に同意することに関する回答」（国函[2021]37 号）（以下「回答」という。）を印刷発布し、天津、上海、海南及び重慶の 4 省・市における試行の展開について回答により同意を示し、試行期間は 3 年とされた。北京市がサービス業開放拡大の総合的試行を実施した 6 年後、天津、上海、海南及び重慶の 4 省・市は新参の試行地区となり、これにより中国のサービス業開放拡大の「1+N」試行局面が初歩的に形成された。

回答に基づき、国務院の同意を経て、商務部は、4 月 21 日に 4 省・市の試行にかかる総

⁷ 中国新聞網
<http://www.chinanews.com/gn/2020/09-24/9299118.shtml>

体方案をそれぞれ印刷発布した。4 省・市の方案では、サービス業重点業種、区域、体制メカニズム、政策及び要素保障等の 4 つの面から、参入許可制限が分類ごとに緩和され、行政障壁を解消して総合環境を最適化する試行措置が提出された。同時に、国から試行省・市に与えられた発展の位置づけに基づき、当該地の実際を考え合わせ、サービス業及び製造業の融合発展、現代的サービス業のイノベーション発展、国際及び区域間合作推進、自由貿易港建設推進等の面において試行任務が明確に差異化された。

1、「天津市サービス業開放拡大総合試行総体方案」の印刷発布に関する商務部の通知 (2021 年 4 月 21 日発布、商資発[2021]年第 62 号)

天津市総体方案は、産業、区域、体制メカニズム、政策及び要素保障の 4 つの次元から、13 分野 116 項目の具体的な開放イノベーション措置を提出した。そのうち、産業部分は、金融サービス、科学技術サービス、健康医療、物流運送サービス等の 9 つの重点分野に焦点を合わせている。区域部分では、主として北京・天津・河北協同発展戦略の具体化及び重点園區建設という政策措置を提出している。体制メカニズム部分には、主として行政の簡素化と権限委譲の加速化、貿易投資便利化の推進等の内容が含まれている。政策及び要素保障部分では、人材サービス保障、知的財産権保護及びデータ保護の強化、資金クロスボーダー流動便利化、要素流通総合機能性プラットフォーム建設等の面から、イノベーションの程度をより一層強化している。

2、「上海市サービス業開放拡大総合試行総体方案」の印刷発布に関する商務部の通知 (2021 年 4 月 21 日発布、商資発[2021]年第 63 号)

上海市総体方案は、上海のサービス業発展の特徴を十分に考慮し、上海都市発展戦略を軸とし、次の 4 つの面から具体的な任務措置を提出した。

①重点業種分野の高水準な開放

科学技術サービス、商務サービス、物流運送サービス、金融サービス、健康医療サービス、教育サービス、旅行サービス及び電信サービスの八大重点分野に焦点を合わせ、サービス業参入許可制限が分類ごとに緩和される。

②開放モデル効果の増強

虹橋ビジネスエリア及び浦東ソフトウェアパークに焦点を合わせ、プラットフォーム及び園區のモデル提示の役割を發揮させる。

③サービス業開放発展の体制メカニズムの最適化

行政障壁を解消し、行政の簡素化と権限委譲を加速させ、ビジネス環境を不断に最適化し、イノベーション発展制度の優位性を形成する面において模索を展開する。

④政策要素保障の強化

貿易投資便利化を推進し、人材保障を最適化し、知的財産権及びデータ保護を強化し、かつ、開放を拡大すると同時に、監督管理体系を完全化し、リスク防止を強化する。

3、「海南省サービス業開放拡大総合試行総体方案」の印刷発布に関する商務部の通知 (2021 年 4 月 21 日発布、商資発[2021]年第 64 号)

海南省総体方案は、重点業種分野、体制メカニズム及び要素保障の 3 つの次元から試行任務を提出した。重点業種分野の面において、総体方案は、科学技術サービス、商業サービス、教育サービス、金融サービス、医療健康サービス、電力サービス、文化スポーツ及び娯楽等の 7 つの分野に焦点を合わせ、対内・対外開放を深化させることとし、先行先試政策措置を提出している。体制メカニズムの面においては、行政の簡素化と権限委譲及び規則体系完全化の 2 つの面の内容が含まれ、「行政簡素化と権限委譲、緩和と管理強化の結合、サービスの最適化」改革の深化を通じて、ビジネス環境を持続的に最適化し、監督管理規則を完全化し、サービス水準及び監督管理能力を向上させる。要素保障には、貿易投資便利化、人材保障、財政・税務上の支持、金融リスク防止・統制、データ及び知的財産権保護等の 5 つの面が含まれる。

4、「重慶市サービス業開放拡大総合試行総体方案」の印刷発布に関する商務部の通知 (2021 年 4 月 21 日発布、商資発[2021]年第 65 号)

重慶市総体方案は、重慶は 4 つの主たる任務及び措置を適切に行う必要がある旨を指摘している。これには、サービス業重点業種分野の改革深化・開放拡大の推進、サービス業開放拡大の重点プラットフォーム及び重点園區での模範的発展の推進、サービス業開放発展の体制メカニズムの最適化並びにサービス業開放発展の政策及び要素保障の強化が含まれる。重慶は、科学技術サービス、商業サービス、教育サービス、金融サービス、健康医療サービス、電力サービス、電信サービス等の七大サービス業重点業種分野の改革深化・開放拡大を推進していく。

方案では更に、次のことが必要であると指摘されている。すなわち、①西部（重慶）科学城及び重慶两江新区を先頭に、科学技術成果移転転化モデル区を作り上げること、②国の対外開放通関ポート及び税関特殊監督管理区域等を担い手とし、内陸国際物流ハブを構築すること、③重慶の江北嘴、解放碑、長嘉匯等を主たる陣地とし、フィンテックイノベーションモデル区を構築すること、④重慶中心都市区、渝東北三峡ダム区の都市・鎮群及び渝東南武陵山区の都市・鎮群を基礎に、商業・貿易・文化・観光の融合発展を支持することである。

以上

一コラム 第 14 次 5 年計画および 2035 年までの長期目標の注目点一

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一

はじめに

米国との対立激化や新型コロナウイルス等々、世界第 2 位の経済大国である中国の一手一投足が世界の注目を集めている。そんな中国は今後、政策的にはどのような方向に進んでいくのであろうか。そのヒントとなるのが、2021 年 3 月 5～11 日に北京で開催された「第 13 期全国人民代表大会第 4 回会議」（全人代、国会に相当）において採択された、今後の経済社会政策の基本方針を示す「第 14 次 5 年計画（以下「14・5 計画」という。）および 2035 年までの長期目標要綱」（以下「要綱」という。）である【8】。

李克強総理は全人代の「政府活動報告」において【9】、「14・5 計画期は社会主義現代化国家の全面的建設の新たな征途につく最初の 5 年である。我が国の発展はなおも重要な戦略的チャンスのある時期にあるが、チャンスと課題のどちらにも新たな発展・変化がみられる。新たな発展段階を的確にとらえ、新たな発展理念を深く貫徹し【10】、新たな発展の形の構築を加速させ、質の高い発展を促進し、社会主義現代化国家の全面的建設に向けてよいスタートを切らなければならない」と強調した。

中国は経済社会政策を 5 年計画で運営している。2021～2025 年は 14・5 計画の期間となり、今後 5 年間の中国の経済社会政策を展望する上では、同計画の内容が非常に大きな焦点となっている。加えて、今般の要綱では 2035 年までの長期目標も示された。14・5 計画は、この長期目標の実現に向けた布石とも位置付けられる。

要綱は、本文だけで中国語で約 6 万 4 千字、日本語に翻訳すると 9 万字を超えるという大量の政策文書である。紙幅の関係もあり、本稿ですべてを解説することは困難である。そこで本稿は、まず定性的な観点から、要綱の構成を第 13 次 5 年計画（以下「13・5 計画」という。）と比較する。次に、2035 年までの長期目標および 14・5 計画の主要目標を概観することで、中国の経済社会政策の基本方針を確認する。その上で、定量的な観点から、14・5 計画の主要指標を 13・5 計画と比較し、そのポイントを検証することで、経済社会政策の全般的な方向性を考察していくことを目的とする。

1. 要綱の構成

8 第 14 次 5 年計画および 2035 年までの長期目標要綱の全文は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト (http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm) で閲覧可能。

9 政府活動報告の全文は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト (http://www.gov.cn/premier/2021-03/12/content_5592671.htm) で閲覧可能。

10 第 13 次 5 年計画で打ち出された①イノベーション、②協調、③グリーン、④開放、⑤共有という 5 つの発展理念を指す。

まず、要綱の構成を 13・5 計画と比較しながら、その内容をみてみよう（図表 1）。第 1 編は共に総論であり、以降が各論となるが、第 2 編では引き続き「イノベーション駆動型発展」が掲げられており、政策的には最もプライオリティが高くなっている。要綱は「我が国の現代化建設の全局におけるイノベーションの核心的地位を堅持し、科学技術の自立自強を国家発展の戦略的支えとし、科学教育による国家振興戦略、人材強国戦略、イノベーション駆動型発展戦略を踏み込んで実施し、国家のイノベーション体系を整備し、科学技術強国の建設を加速する」としている。

（図表 1）第 13 次 5 年計画と比較した第 14 次 5 年計画の構成

第 13 次 5 年計画（2016～2020 年）		第 14 次 5 年計画（2021～2025 年）	
編	項目	編	項目
第 1 編	指導思想、主要目標および発展理念	第 1 編	社会主義現代化国家の全面的建設
第 2 編	イノベーション駆動型発展戦略の実施	第 2 編	イノベーション駆動型発展の堅持
第 5 編	現代産業体系の最適化	第 3 編	現代産業体系の発展加速
第 7 編	現代インフラネットワークの構築		
		第 4 編	強大な国内市場の形成
第 6 編	インターネット経済空間の開拓	第 5 編	デジタル化発展の加速
第 3 編	発展新体制の構築	第 6 編	改革の全面的深化
第 4 編	農業現代化の推進	第 7 編	農業・農村の優先的発展の堅持
第 13 編	貧困脱却対策の全力の実施		
第 8 編	新型都市化の推進	第 8 編	新型都市化戦略の整備
第 9 編	地域の協調発展の推進	第 9 編	地域経済配置の最適化
第 16 編	社会主義精神文明建設の強化	第 10 編	社会主義先進文化の発展
第 10 編	生態環境の改善加速	第 11 編	グリーン発展の推進
第 11 編	全方位開放の新局面の構築	第 12 編	ハイレベルな対外開放の実行
第 14 編	国民の教育と健康水準の向上	第 13 編	国民の資質の向上
第 15 編	民生保障水準の向上	第 14 編	民生福祉の増進
第 17 編	社会統治の強化とイノベーション	第 15 編	発展と安全の統一的計画
第 19 編	経済建設と国防建設の総合計画	第 16 編	国防・軍隊の現代化の加速
第 18 編	社会主義民主法治建設の強化	第 17 編	社会主義民主・法治建設の強化
第 12 編	香港・マカオ、台湾との協力・発展の深化	第 18 編	祖国統一の推進
第 20 編	計画実施の保障の強化	第 19 編	計画実施の保障の強化

（出所）「第 13 次 5 年計画要綱」（2016 年 3 月）、「第 14 次 5 年計画および 2035 年ま

での長期目標要綱」(2021 年 3 月)を基に筆者作成。

次いで、第 3 編は産業にインフラ建設を加えた形で「現代産業体系の発展加速」が挙げられた。要綱は「経済発展の力点を实体经济に置くことを堅持し、製造強国・品質強国建設の推進を加速し、先進製造業と現代サービス業の高度な融合を促進し、インフラの支援・リードの役割を強化し、現代産業体系を構築する」としている。

また、第 4 編には「強大な国内市場の形成」が新設された。要綱は「内需拡大という戦略的基点を堅持し、整備された内需体系の育成を加速し、内需拡大戦略の実施と供給側構造改革の深化を有機的に結合し、イノベーション駆動、質の高い供給で新たな需要をリード・創造し、国内大循環を主体とし、国内・国際の双循環が相互に促進する新たな発展構造の構築を加速する」としている。長期化が予想される米中対立への対応策として「双循環」による新たな発展モデルを打ち出し、内需拡大を加速することで、対米依存を抑制する狙いがあることがうかがわれる。

注目されるのは、第 5 編で「インターネット経済空間の開拓」が「デジタル化発展の加速」に改正され、デジタル中国の建設に邁進していく姿勢が示されたことである。要綱は「デジタル時代を迎え、データ要素の潜在能力を活性化し、インターネット強国の建設を推進し、デジタル経済、デジタル社会、デジタル政府の建設を加速し、デジタル化のモデルチェンジによって生産方式、生活方式、ガバナンス方式の変革を全体的に駆動する」と強調している。すなわち、デジタルを経済のみならず、社会や政府の建設にも活用していくという方針が謳われており、14・5 計画の 5 年間に中国のデジタル化が一気に進展していくことが見込まれる。

さらに、第 11 編「グリーン発展の推進」においては、生態環境の改善といった従来型の環境問題のみならず、「経済の質の高い発展と生態環境のハイレベルな保護の協同推進」など、発展方式のグリーン転換を加速していくことや、「2030 年までの炭素排出ピーク達成行動計画の制定」など、気候変動問題に積極的に対応していく意向が示された。

その他の主な改正点としては、2020 年までの小康社会(いくらかゆとりのある社会)の全面的建設という目標を設定して取り組んできた「貧困脱却」の実現が宣言されたことから【11】、「貧困脱却対策の全力の実施」が項目からなくなり、第 7 編「農業・農村の優先的発展の堅持」の 1 章に収められた。要綱は貧困脱却堅塁攻略の成果を強化・拡大するとともに、農村振興と効果的な連携を実現していく方針を打ち出している。

また、第 15 編では「社会統治の強化とイノベーション」が「発展と安全の統一的計画」に改正された。要綱は「総体的な国家安全観を堅持し、国家安全戦略を実施し、国家安全を保

護・形成し、伝統的安全と非伝統的安全を統一的に計画し、安全発展を国家発展の各分野と全過程に貫き、我が国の現代化プロセスに影響する各種リスクを防止・解消し、国家安全保障の障壁をしっかりと築く」としている。今後中国では、幅広い分野で国家安全保障がさらに強化されていくことが予想される。

2. 2035 年までの長期目標および 14・5 計画の主要目標

第 1 編「社会主義現代化国家の全面的建設」の第 3 章「主要目標」において、社会主義現代化国家を全面的に建設する戦略配置に基づき、2035 年までの長期目標および 14・5 計画の主要目標が掲げられた。その内容は以下の通りである。

(1) 2035 年までの長期目標

2035 年までの長期目標として、①社会主義現代化の実現、②現代化経済体系の構築、③国家統治体系と統治能力の現代化、④国家の文化ソフトパワーの増強、⑤美しい中国建設の目標実現、⑥対外開放の新たな枠組みの形成、⑦中等先進国レベルへの到達、⑧平安中国の建設、⑨共同富裕の進展の 9 項目が挙げられた(図表 2)。

(図表 2) 2035 年までの長期目標

項目	内容
①社会主義現代化の実現	経済力、科学技術力、総合国力が大幅に飛躍し、経済総量と都市・農村住民の 1 人当たり所得が新たな大きな段階に上がり、カギとなるコア技術が重大なブレークスルーを実現し、イノベーション型国家の上位に入る。
②現代化経済体系の構築	新型の工業化、情報化、都市化、農業現代化を基本的に実現する。
③国家統治体系と統治能力の現代化	人民の平等な参与、平等な発展の権利を十分に保障し、法治国家、法治政府、法治社会を基本的に構築する。
④国家の文化ソフトパワーの増強	文化強国、教育強国、人材強国、スポーツ強国、健康中国を構築し、国民の資質と社会文明度を新たなレベルに到達させる。
⑤美しい中国建設の目標実現	グリーン生産・生活様式が広範に形成され、炭素排出量がピークに達した後、安定の中で低下し、生態環境が根本的に好転する。
⑥対外開放の新たな枠組みの形成	国際経済協力と競争への参与の新たな優位性が明らかに増強される。
⑦中等先進国レベルへの到達	1 人当たり GDP が中等先進国レベルに到達し、中所得層が著しく拡大し、基本公共サービスの均等化が実現し、都市・農村地域の発展格差と住民の生活水準格差が著しく縮小する。

11 習近平国家主席は 2021 年 2 月 25 日、北京市で開催された「貧困脱却」の実現に功績のあった団体・個人を表彰する式典に出席。重要講話の中で「貧困脱却堅塁攻略戦」に全面的な勝利を収めたことを宣言した。詳細は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト(http://www.gov.cn/xinwen/2021-02/25/content_5588866.htm?gov#1)などを参照されたい。

⑧平安中国の建設	国防と軍隊の現代化を基本的にも実現する。
⑨共同富裕の進展	人民の生活がより良くなり、人の全面的な発展、人民全体の共同富裕がより明らかで実質的な進展を遂げる。

(出所)「第 14 次 5 年計画および 2035 年までの長期目標要綱」(2021 年 3 月)を基に筆者作成。

(2) 14・5 計画の主要目標

前記の 2035 年までの長期目標の実現に向けた布石とも位置付けられる 14・5 計画の主要目標として、①経済発展、②改革開放、③社会文明度、④生態文明建設、⑤民生・福祉、⑥国家統治の 6 項目が打ち出された(図表 3)。

(図表 3) 第 14 次 5 年計画の主要目標

項目	内容
①経済発展が新たな成果を収める	発展は我が国のすべての問題を解決する基礎・カギであり、発展は新たな発展理念を堅持し、質と効率の明らかな向上を基礎に、経済の持続的で健全な発展を実現し、成長の潜在力が十分に発揮され、GDP の年平均成長率を合理的な範囲内に保持し、各年度は状況に応じて提出し、全体労働生産性の伸びは GDP の伸びを上回り、国内市場はより強大になり、経済構造がさらに最適化され、イノベーション力が大幅に向上し、社会全体の研究開発費の投入は年平均 7%以上増加し、投入強度は第 13 次 5 年計画期の実際を上回り、産業基盤の高度化、産業チェーンの現代化レベルが明らかに向上し、農業基盤がより強固になり、都市・農村地域の発展の協調性が明らかに強化され、常住人口の都市化率が 65%に向上し、現代化経済体系の建設が重大な進展を遂げる。
②改革開放が新たな一歩を踏み出す	社会主義市場経済体制がより整備され、ハイレベルな市場体系が基本的に構築され、市場主体がより活力に満ち、財産権制度改革と要素市場化配置改革が重大な進展を遂げ、公平な競争制度がより整備され、よりハイレベルの開放型経済新体制が基本的に形成される。
③社会文明度が新たに向上	社会主義の核心的価値観が人々の心に深く浸透し、人民の思想道徳素質、科学文化素質、心身健康素質が明らかに向上し、公共文化サービス体系と文化産業体系がさらに整備され、人民の精神文化生活が日増しに豊かになり、中華文化の影響力がさらに高まり、中華民族の結束力がさらに増強される。

④生態文明建設が新たな進歩を実現	国土空間の開発と保護の枠組みが最適化され、生産・生活様式のグリーン転換効果が顕著になり、エネルギー資源の配置がより合理的になり、利用効率が大幅に向上し、単位 GDP 当たりのエネルギー消費量と二酸化炭素排出量がそれぞれ 13.5%、18%削減され、主要汚染物質の排出総量が持続的に減少し、森林被覆率が 24.1%に向上し、生態環境が持続的に改善され、生態安全障壁がより強固になり、都市・農村の居住環境が明らかに改善される。
⑤民生・福祉が新たなレベルに到達	より十分で質の高い雇用を実現するために、都市部調査失業率が 5.5%以内に抑えられ、住民の 1 人当たり可処分所得の伸びは GDP の伸びと基本的には同期し、分配構造は明らかに改善され、基本公共サービスの均等化レベルが明らかに向上し、人々の教育レベルは持続的に向上し、労働年齢人口の平均教育年数を 11.3 年に引き上げ、多層的な社会保障体系がさらに整備され、基本養老保険加入率が 95%に引き上げられ、衛生健康体系がさらに整備され、1 人当たりの平均寿命を 1 歳引き上げ、貧困脱却堅塁攻略の成果を強固に拡大し、農村振興戦略を全面的に推進し、人民全体の共同富裕が堅実な一歩を踏み出す。
⑥国家統治の効能が新たに向上	社会主義民主・法治がさらに整備され、社会の公平と正義がさらに明らかになり、国家行政体系がさらに整備され、政府の役割がよりよく発揮され、行政効率と公信力が著しく向上し、社会統治、特に末端統治のレベルが著しく向上し、重大リスクを防止・解消する体制メカニズムが絶えず整備され、突発的な公共事件の応急処置能力が著しく強化され、自然災害の防御レベルが著しく向上し、発展の安全保障がより強力になり、国防と軍隊の現代化が重大な一歩を踏み出す。

(出所) 図表 2 に同じ。

3. 14・5 計画の主要指標

要綱の主要目標の実現に向けて、定量的にはどのような指標が示されているのであろうか。13・5 計画と比較しながら、14・5 計画のポイントを検証してみよう。

(1) 経済発展

国内総生産(GDP)および全労働生産性の指標については、13・5 計画では数量であったが、14・5 計画では伸び率となっている。しかも具体的数値は示されず、前者は「合理的レ

レンジを保持し、状況に応じて毎年度提出」、後者は「GDP 成長率を上回る」とされており、量から質を重視した経済発展への転換を意図した指標となっている（図表 4）。

（図表 4）第 13 次 5 年計画と比較した第 14 次 5 年計画の主要指標

類別	第13次5年計画					第14次5年計画				
	指標	2015年	2020年	年平均伸び率 [累計]	属性	指標	2020年	2025年	年平均伸び率 [累計]	属性
経済発展	国内総生産(GDP)(兆元)	67.7	>92.7	>6.5%		国内総生産(GDP)成長率(%)	2.3	-	合理的なレンジを保持	予期性
	全労働生産性(万元/人)	8.7	>12	>6.6%		全労働生産性の伸び率(%)	2.5	-	GDP成長率を上回る	
	都市化率(%)	常住人口	56.1	60	[3.9]	常住人口都市化率(%)	60.6*	65	-	
	戸籍人口	39.9	45	[5.1]						
イノベーション 駆動	サービス業付加価値率(%)	50.5	56	[5.5]						予期性
	研究開発費の投入度(%)	2.1	2.5	[0.4]		研究開発費の伸び率(%)	-	-	>7	
	特許保有件数(1万人当たり)	6.3	12	[5.7]		高付加価値特許保有件数(1万人当たり)	6.3	12	-	
	科学技術の進歩の寄与率(%)	55.3	60	[4.7]		デジタル経済の中核産業の付加価値がGDPに占める割合(%)	7.8	10	-	
民生・福祉	インターネット普及率(%)	固定	40	70	[30]					予期性
	モバイル	57	85	[28]						
	住民1人当たり可処分所得の伸び率(%)	-	-	>6.5		住民1人当たり可処分所得の伸び率(%)	2.1	-	GDP成長率と基本的に同じ	
	労働年齢人口の平均教育年数	10.23	10.8	[0.57]	拘束性	労働年齢人口の平均教育年数	10.8	11.3	-	
	基本養老保険加入率(%)	82	90	[8]		基本養老保険加入率(%)	91	95	-	
	平均寿命(歳)	-	-	[1]	予期性	平均寿命(歳)	77.3*	-	[1]	
	都市部新規就業者数(万人)	-	-	>5,000		都市調査失業率(%)	5.2	-	<5.5	
	農村部貧困人口の貧困脱却者数(万人)	-	-	[5,575]		医師数(人口千人当たり)	2.9	3.2	-	
グリーン生態 (13・5計画では資源・環境)	都市部バラック地帯の住宅改造(万棟)	-	-	[2,000]		乳幼児(3歳以下)の託児数(人口千人当たり)	1.8	4.5	-	予期性
	単位GDP当たりのエネルギー消費削減率(%)	-	-	[15]		単位GDP当たりのエネルギー消費削減率(%)	-	-	[13.5]	
	単位GDP当たりの二酸化炭素排出量の減少率(%)	-	-	[18]		単位GDP当たりの二酸化炭素排出量の減少率(%)	-	-	[18]	
	大気質(%)	地級以上の都市の大気優良日数比率	76.7	>80	-	地級以上の都市の大気優良日数比率	87	87.5	-	
		地級以上のPM _{2.5} の基準未達成都市の濃度低下率	-	-	[18]					
	地表水質(%)	Ⅲ類以上の比率	66	>70	-	地表水質がⅢ類以上の比率	83.4	85	-	
		劣Ⅴ類の比率	9.7	<5	-					
	森林開発	森林被覆率(%)	21.66	23.04	[1.38]	森林被覆率(%)	23.2*	24.1	-	
		森林蓄積量(億m ³)	151	165	[14]					
	耕地保有量(億ムー)	18.65	18.65	[0]		耕地保有量(億ムー)	-	18	-	
	建設用地の新増規模(万ムー)	-	-	<3,256		建設用地の新増規模(万ムー)	-	-	<2,950	
	GDP1万円当たりの水使用量の減少率(%)	-	-	[23]		単位GDP当たりの水使用量の減少率(%)	-	-	[16]	
	一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合(%)	12	15	[3]		一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合(%)	15.9	20	-	
	主要汚染物質の排出総量の減少率(%)	化学的酸素要求量	-	-	[10]		化学的酸素要求量	-	-	
アンモニア性窒素		-	-	[10]		アンモニア性窒素	-	-	[8]	
二酸化硫黄		-	-	[15]		揮発性有機物	-	-	[10]	
窒素酸化物		-	-	[15]		窒素酸化物	-	-	[10]	
安全保障						食料総合生産能力(億トン)	-	>6.5	-	拘束性
						エネルギー総合生産能力(標準炭億トン)	-	>46	-	

（注 1）[] 内は 5 年間累計数。

（注 2）*は 2019 年のデータ。

（注 3）エネルギー総合生産能力とは、石炭、石油、天然ガス、非化石エネルギー生産能力の合計を指す。

（注 4）2020 年の地級以上の都市の大気質優良日数比率と地表水がⅢ類水体に達した、あるいはそれより良い比率の指標値は新型コロナウイルスなどの要素の影響を受け、例年よ

り明らかに高かった。

（注 5）2020 年の全労働生産性の伸び率は 2.5%と予測されている。

（注 6）予期性は主に市場に依存して実現する指標、拘束性は政府が達成しなければならない指標を指す。

（出所）図表 1 に同じ。

また、都市化率について、13・5 計画では常住・戸籍人口ベースの指標が掲げられたが、14・5 計画では常住人口ベースのみとなっており、2019 年の 60.6%を 2025 年に 65%に引き上げることを目指している。要綱では、「個別の超大都市を除く定住制限を緩和し、常住地による戸籍登録制度を試行する」という戸籍制度改革が挙げられており、こうした方針を踏まえたものとみられる。

他方、注目されるのは、13・5 計画で設定されたサービス業付加価値率（GDP に占める第 3 次産業の割合）が 14・5 計画では掲げられなかったことだ。中国はこれまで「産業構造の高度化」に向けて【12】、サービス業の発展にウェートを置いてきたわけだが、要綱では「製造強国戦略の踏み込んだ実施」に向けて、「自主制御可能、安全・高効率を堅持し、産業基盤の高度化、産業チェーンの現代化を推進し、製造業のウェートの基本的安定を保持し、製造業の競争優位性を強化し、製造業の質の高い発展を推進する」と謳っている。米中のデカップリングリスクも見据えて、製造業のさらなる強化が必要という判断が改めて働いたものと考えられる。

（2）イノベーション駆動

研究開発費の指標に関しては、伸び率を年平均 7%以上とし、13・5 計画期より投入度（研究開発費の対 GDP 比）を高めることを目標とした。李克強総理は 2021 年 3 月 11 日の全人代閉幕日の記者会見において、「基礎研究分野では確かに弱い部分がある。現在、基礎研究費は研究開発費全体の 6%に過ぎない。先進国は通常 15~25%だ」と指摘した。その上で、李総理は「14・5 計画では基礎研究 10 年行動計画を策定・実施し、研究開発費を年平均 7%以上増やす」と説明している。なお、要綱では「研究開発費に占める基礎研究費の割合を 8%以上に引き上げる」という方針が示されている。

また、特許保有件数（1 万人当たり）は 12 件と、数量的には 13・5 計画と同じであるが、「高付加価値」特許に限定された。中国の特許は「出願件数は多いが価値はまだそれほど高くない」との指摘も少なくないことも踏まえ【13】、特許においても質を重視する意向が示された。

12 「産業構造の高度化」とは、経済発展に伴い、GDP に占める産業のウェートが第 1 次産業から第 2 次産業、さらには第 3 次産業へと移行していくことを指す。

13 例えば、国際収支統計のうち、知的財産権等使用料をみると、中国は海外からの受取料よりも海外に支払う金額の方が圧倒的に多い。2020 年は受取が 86 億ドルなのに対して、支払は 4 倍超の 378 億ドルと、収支は 292 億ドルの赤字となっている。

この他、科学技術の進歩の寄与率やインターネット普及率といった指標がなくなり、代わりに、デジタル経済の中核産業の付加価値が GDP に占める割合を 2020 年の 7.8% から 2025 年に 10% に向上させる指標が設定された。要綱では「大量のデータと豊富な応用場面の優位性を十分に発揮し、デジタル技術と実体経済との高度な融合を促進し、在来産業の転換・高度化を可能にし、新産業・新業態・新モデルを生み出し、経済発展の新たなエンジンを強化する」と強調している。

(3) 民生・福祉

要綱では、第 13 編「国民の資質の向上」において、「国民の資質の向上を際立った重要な位置に置き、質の高い教育体系と健康体系を構築し、人口構造を最適化し、人口の質のボーナスを拡大し、人的資本の水準と人の全面的な発展能力を向上させる」との方針が謳われ、民生・福祉を重視する意向が示されている。

この方針に基づき、住民 1 人当たり可処分所得の伸び率を GDP 成長率と基本的に同じにすることや、労働年齢人口の平均教育年数を 2020 年の 10.8 年から 2025 年に 11.3 年、基本養老保険加入率を 91% から 95%、平均寿命を 5 年間累計で 1 歳、それぞれ引き上げることを指標としている。

また、都市部の雇用については、新規就業者数から調査失業率へ変更され、5.5% 以内に抑えることが指標とされた。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を背景に、量から質を重視する指標に変更されたものと見られる。

他方、「貧困脱却」の実現が宣言されたことから、農村部貧困人口の貧困脱却者数や都市部バラック地帯の住宅改造といった指標がなくなり、代わりに医師数（人口千人当たり）を 2020 年の 2.9 人から 2025 年に 3.2 人、乳幼児（3 歳以下）の託児数（人口千人当たり）を 1.8 人から 4.5 人に引き上げるなど、医療や育児にウェイトをおいた指標が示されている。

(4) グリーン生態（13・5 計画では資源・環境）

経済社会発展の全面的なグリーン転換を推進し、美しい中国の建設目標を実現していくことは 14・5 計画期における重要な政策課題となっている。特に、習近平国家主席が 2020 年 9 月の国連総会における演説で、「CO2 排出を 2030 年までにピークアウト、2060 年までに（実質的にゼロとする）カーボンニュートラルの実現を目指して努力する」と表明（中国では「3060 目標」と呼ばれる）したこともあり、14・5 計画では、単位 GDP 当たりのエネルギー消費削減率および単位 GDP 当たりの二酸化炭素排出量の減少率をそれぞれ 2025 年までに 13.5%、18% とする指標を掲げ、3060 目標の達成に向けて、CO2 排出削減と省エネに重点をおく意向が示された。

他方、大気汚染や水質汚染等の従来型の環境問題については、一定の改善が見られたことから、大気質は、地级以上の都市の大気優良日数比率、地表水質はⅢ類以上の比率、森林開発は森林被覆率の指標に絞られ、それぞれ 2025 年に 87.5%、85%、24.1% に引き上げるこ

が定められた。

なお、上記以外のグリーン生態関連指標は、要綱第 1 編の経済社会発展主要指標には示されなかった。このため、図表 4 に掲載されたその他のグリーン生態指標は、筆者が各論の中から抽出して加筆したものである。

(5) 安全保障

14・5 計画では国家安全保障の強化が大きく打ち出されたこともポイントの 1 つとなっている。このため、指標においても安全保障の項目が新設され、2025 年までに食料総合生産能力を 6.5 億トン以上、エネルギー総合生産能力を 46 標準炭億トン以上とする方針が掲げられた。

4. 経済社会政策の全般的な方向性

ここまで、定性的な観点から要綱の構成、2035 年までの長期目標および 14・5 計画の主要目標、定量的な観点から 14・5 計画の主要指標を概観することで、中国の経済社会政策の基本方針を確認するとともに、そのポイントを検証してきた。本稿の締め括りとして、ここまでの検証を踏まえて、中国の経済社会政策の全般的な方向性を考察する。

(1) 外的な環境変化への政策対応

総じていえば、要綱のベクトルの方向性は、中国のこれまでの政策路線と基本的には同じであり、必ずしも大きく変更されたわけではない。他方、変更された箇所を見ると、13・5 計画の 5 年間における内外の環境変化を踏まえつつ、今後 5 年間および 2035 年を見据えた中長期的な視点から要綱が策定されたことがみとれる。

外的な環境変化については、最大のファクターが米中対立の激化であることは言うまでもない。要綱で示された科学技術の自立自強による技術の国産化、製造業のウエートの基本的安定の保持による産業チェーン・サプライチェーンの再構築、双循環という新たな発展モデルによる内需拡大といった政策は、米中対立の教訓として、対米依存からの脱却を目指す方針から打ち出されたものであるといえよう。

他方、中国は決して内向きになっているわけではない。米中対立の長期化を見据えて、ハイレベルな対外開放を打ち出し、高基準の自由貿易区ネットワークを構築すべく、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」の実施を推進し、「日中韓自由貿易協定（FTA）」の交渉プロセスを加速するほか、「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（包括的・先進的 TPP 協定）」への加入も積極的に考慮するなど、より多くの高基準の自由貿易協定と地域貿易協定の締結を推進する意向も示している。加えて、「一帯一路」についても質の高い発展を推進し、「互惠・ウィンウィンの産業チェーン・サプライチェーン協力体系を構築し、双方向貿易・投資を拡大する」ことを謳っている。

また、世界的な脱炭素化の加速という外的な環境変化を踏まえ、発展方式のグリーン転換に向けた政策が全面的に強化されていることも、注目されるポイントである。要綱からは、気候変動問題への対応を自国の質の高い発展と連携させていこうとするしたたかな姿勢もうかがわれる。

(2) 内的な環境変化への政策対応

内的な環境変化については、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少への対応が大きな政策課題となる。労働投入量が減少する中、経済成長の低下を抑制する上で必要不可欠となるのが生産性の向上だ【14】。このための取り組みとして、要綱に挙げられたのがイノベーションやデジタル化の促進であり、研究開発費の伸び率を年平均 7%以上とし、デジタル経済の中核産業の付加価値が GDP に占める割合を 2025 年に 10%に向上させるといった指標が設定されている。

生産性の向上に加えて求められるのが、経済成長のけん引役となる消費の拡大に向けた所得の底上げだ。この一環として、要綱では常住人口ベースの都市化率を 2025 年に 65%に引き上げる指標を掲げ、戸籍制度改革もそれに合わせて推進していく方針が示された。また、低所得層への対応として、貧困脱却堅塁攻略の成果を強化・拡大するとともに、農村振興と効果的な連携を図っていく方向性も打ち出されている。さらに、消費の拡大において必須となる社会保障制度の整備についても、基本養老保険加入率を 2025 年に 95%まで向上させるほか、人口当たりの医師数や託児数を引き上げるなど、医療や育児にウエートをおいた施策も提起されている。

中国は 14・5 計画に掲げられた経済社会政策を推進しつつ、2035 年までの長期目標である「社会主義現代化の基本的実現」およびその証となる「1 人当たり GDP の中等先進国レベルへの到達」に向けて、中長期的な観点から、着実に布石を打っていくものと見られる。

(2021 年 5 月 31 日記)

¹⁴ 成長会計分析によれば、経済成長は資本、労働、全要素生産性(TFP: Total Factor Productivity、技術革新や生産性の向上等を指す)に分解される。資本および労働は量、全要素生産性は質による効果を表しており、経済成長を図るためには、全要素生産性を高める必要があると指摘される。

一コラム 改正「専利法」に垣間見える米中貿易摩擦下における中国の各種政策 一

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

第一、はじめに(総論的視点)

2008 年 12 月 27 日公布、2009 年 10 月 1 日施行の直前の改正「専利法」から干支で一回りした 2020 年 10 月 17 日に新たな改正「専利法」が公布され、2021 年 6 月 1 日から施行されることとなった【15】。この分野に精通する方々には常識ではあるけれども、一般の方々向けに解説すると、「専利」とは、日本の「特許法」の規定する特許、「実用新案法」が規定する実用新案、及び、「意匠法」が規定する意匠の 3 つの産業財産権【16】を統合した概念

¹⁵ 1984 年 3 月 12 日第 6 期全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議採択、1992 年 9 月 4 日第 7 期全国人民代表大会常務委員会第 27 回会議の「専利法改正に関する決定」に基づいて改正、2000 年 8 月 25 日第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議の「専利法改正に関する決定」に基づいて改正、2008 年 12 月 27 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 6 回会議の「専利法改正に関する決定」に基づいて改正、2009 年 10 月 1 日施行、2020 年 10 月 17 日第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 22 回会議により改正採択、同日主席令第 55 号により公布、2021 年 6 月 1 日施行。

¹⁶ 産業財産権は国家の関与(登録等)により初めて形成される知的財産権をいい、物権(物に対する直接排他的支配権)を模して、それぞれの知的財産権(特許、実用新案、意匠等)に対する直接排他的支配権であるとされるから、物権的請求権を模して、(返還請求権は観念し難くとも、)妨害排除請求権及び妨害予防請求権が派生する。こうした強力な権利を有する産業財産権には特許権、実用新案権、意匠権(以上、中国の専利権)のほか、商標権がある。これに対して、同様に物権類似の強力な権利を持ちながら、権利の成立に国家の関与を要しない無様式性を本質とする著作権があり、産業財産権及び著作権はかかる特徴を有する知的財産権の 1 つのグループを形成する。当該グループに対比されるのがノウハウであり、ノウハウは日本の「不正競争法防止法」第 2 条第 6 項(「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。’)が規定する営業秘密に代表されるもので、同法上、秘密管理性、有用性、非公知性が保護のための法律要件とされるように、同種の法律要件を満たす場合、中国でも民事責任のほか、「反不正競争法」(同法第 9 条第 4 項「この法律において「商業秘密」とは、公衆により知悉されておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者が相応する秘密保持措置を講じることを経た技術情報、経営情報等の商業情報をいう。’)が規定する行政責任(第 21 条「経営者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が第 9 条の規定に違反して商業秘密を侵害した場合には、監督検査部門が違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、50 万元以上 500 万元以下の罰金を科する。’)、及び、「刑法」が規定する刑事責任(第 219 条(商業秘密漏洩罪)、第 220 条(両罰規定))で法的保護が付与される。ノウハウには物権類似の強力な権利はなく、秘密性(非公知性)にこそ本質がある点で、産業財産権及び著作権とは異なる知的財産権のグループを構成する。新たな知的財産権を含めて、これ以外の知的財産権を語る場合、この二大グループのいずれに帰属するかという基本的視点を持てば、その法的性質の理解の便宜に資する。

である（「専利法」第 1 条、第 2 条参照【17】）。

この 12 年間で最も顕著な変化は、中国の経済大国化に伴う政策的態度の変化である。すなわち、直前の「専利法」改正があった 2008 年は北京オリンピックがあった年であり、中国の個人名目 GDP が初めて 3000 米ドルを超え、人民が小康社会（ややゆとりのある社会）の全面建設に向けて真の生活の豊かさを味わうことができる起点となった年でもあるが、今般の「専利法」改正があった 2020 年には個人名目 GDP は 1 万米ドルを超え、コロナ禍にもかかわらず、プラスの経済成長を達成し、日本の名目 GDP の 3 倍に達する世界第二位の経済強国となり、その経済力を背景として知的財産権分野では 2015 年 5 月に公表された「中国製造 2025」に見られるとおり、中国が鄧小平の重視した「韜光養晦（とうこうようかい）（能ある鷹は爪を隠す）の方針を転換し、知的財産権強国となる国家的政策方針（野心）を隠さなくなった点を指摘することができる。

「中国製造 2025」の登場を受けて、米通商代表部（USTR）は中国による知的財産権侵害を激しく攻撃し始め【18】、その傾向はトランプ政権（2017 年 1 月乃至 2021 年 1 月）で最も顕著となったが、現在のバイデン政権（2021 年 1 月～）でもその基本姿勢は踏襲される。その背後にあるのは、前回のこのコラム【19】で指摘したとおり、トランプ政権下のアメリカにおいて、「2019 年度国防授權法」（John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019）の一部として、2018 年 8 月 13 日に制定された、米国からの（軍民両用の品目を含む）民生品の輸出管理に関する実質的な基本法となっている「輸出管理改革法」（Export Control Reform Act）の内実である「2018 年輸出管理法」（Export Control Act of 2018）が輸出管理に関する基本政策（全部で 10）に、それまでに

17 「専利法」（下線部は筆者が付した）

第 1 条 専利権者の適法な權益を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を推進し、新規創造能力を向上させ、かつ、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進するため、この法律を制定する。

第 2 条 この法律において「発明創造」とは、発明、実用新案及び意匠をいう。

「発明」とは、製品、方法又はそれらの改良について提出される新たな技術方案をいう。

「実用新案」とは、製品の形状、構造又はそれらの結合について提出される実用に適する新たな技術方案をいう。

「意匠」とは、製品の全体若しくは部分の形状、図案又はそれらの結合及び色彩と形状若しくは図案との結合について生み出される、美感に富み、かつ、工業応用に適する新デザインをいう。

18 真家陽一「コラム 中国の知的財産権と標準化問題の最新動向」（JBIC中国レポート2020年第2号）「2. 中国の知財問題の現局面」（17-18ページ）、村尾龍雄「コラム アメリカからの不正貿易慣行に関する批判に中国法はどう対応してきたか？」（JBIC中国レポート2019年第4号）「第三、知的財産権の侵害」（32-36ページ）参照。

19 村尾龍雄「コラム 「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止することにかかる弁法」（商務部令 2021 年第 1 号）の衝撃—米中貿易戦争の狭間で翻弄される日本企業」（JBIC 中国レポート 2020 年第 4 号）「第四、弁法が敵視するアメリカ法と実際の事例」（41-45 ページ）参照。

存在しなかった 2 つの政策、すなわち、「米国の安全保障は、米国が科学（science）、技術（technology）、工学（engineering）及び製造セクター（イノベーションに必要不可欠な基盤的技術を含む）の分野において、米国が主導的な立場にあることを必要と」し、（中国に知的財産権侵害の非があるか否かにかかわらず、）「輸出管理は、特定の国に対する重要技術の移転を含む米国への直接投資を規制する法令に基づく国家安全保障政策を補完し、国家安全保障政策の重要な要素となる」という政策が付加されたという事情である（下線部は筆者が付した。以下、下線部を付した場合、同じ）。

換言すれば、知的財産権の優位は、世界の二大国家であるアメリカと中国の覇権争いの様相を呈しており、アメリカの中国に対する知的財産権侵害の批判も、それが事実と証拠に基づくものというよりも、国家安全保障上の危機感に端を発するプロパガンダ的な側面が強いと見る余地もある。

しかし、世界的影響力において相対的に勝るアメリカに対峙する中国として、アメリカの非難を不合理であると繰り返すだけでは説得力に欠けるから、「商標法」及び「反不正競争法」の改正（2019 年 4 月 23 日公布、同日施行）、「著作権法」の改正（2020 年 11 月 11 日公布、2021 年 6 月 1 日施行）と歩調を合わせ、中国の知的財産権保護姿勢を対外的に示す防御的な政策的意図をもって、「専利法」改正に踏み切ったと理解される。

以下、その主要な内容を取り上げて、若干のコメントを付すこととする。

第二、改正「専利法」の主要な内容（各論的視点）

一、職務発明に対する財産権インセンティブの奨励

改正「専利法」の内容を規定する「専利法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定（以下「決定」という。）四、は「第 16 条を第 15 条に改め、次の 1 項を追加し、第 2 項とする。「国は、専利権を付与された単位が財産権インセンティブを実行し、出資持分、オプション、配当等の方式を採用し、発明者又は考案者に新規創造にかかる収益を合理的に共有させることを奨励する。」と規定する。新旧対比条文は次のとおりである。

2018 年改正「専利法」	2020 年改正「専利法」
第 16 条 専利権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は考案者に奨励を与えなければならない。発明創造専利の実施後	第 15 条 専利権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は考案者に報奨を与えなければならない。発明創造専利の実施後

に、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果・利益に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。	に、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果・利益に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。 <u>国は、専利権を付与された単位が財産権インセンティブを実行し、出資持分、オプション、配当等の方式を採用し、発明者又は考案者に新規創造にかかる収益を合理的に共有させることを奨励する。</u>
--	--

これは「専利法実施細則」【²⁰】第 76 条乃至第 78 条【²¹】と相俟って、日本の「特許法」第 35 条第 4 項乃至第 7 項【²²】と同等の法的意義を有するものであるが、敢えて改正「専

²⁰ 2001 年 6 月 15 日国務院令第 306 号により公布、2001 年 7 月 1 日施行、2002 年 12 月 28 日国務院令第 368 号により改正、2003 年 2 月 1 日施行、2010 年 1 月 9 日国務院令第 569 号により改正、2010 年 2 月 1 日施行。

²¹ 第 6 章 職務発明創造の発明者又は考案者に対する報奨及び報酬

第 76 条 専利権を付与された単位は、発明者及び考案者と専利法第 16 条所定の報奨及び報酬の方式及び金額を約定し、又は法により制定された当該単位の規則制度においてこれを定めることができる。

企業及び事業単位は、発明者又は考案者に報奨又は報酬を与える場合には、国の財務及び会計制度に関係する規定に従い処理をする。

第 77 条 専利権を付与された単位が発明者及び考案者と専利法第 16 条所定の報奨の方式及び金額を約定しておらず、また、法により制定された当該単位の規則制度においてもこれを定めていない場合には、専利権公告の日から 3 か月内に、発明者又は考案者に報奨金を支給しなければならない。1 つの発明専利の報奨金は、最低でも 3000 元を下回らない。1 つの実用新案専利又は意匠専利の報奨金は、最低でも 1000 元を下回らない。

発明者又は考案者の意見がその所属単位に採用されたことにより完成した発明創造について、専利権を付与された単位は、優遇して報奨金を支給しなければならない。

第 78 条 専利権を付与された単位が発明者又は考案者と専利法第 16 条所定の報酬の方式及び金額を約定しておらず、また、法により制定された当該単位の規則制度においてもこれを定めていない場合には、専利権の有効期間内に、発明創造専利を実施した後に、毎年当該発明若しくは実用新案専利の実施による営業利益から 2 パーセント以上を控除し、若しくは当該意匠専利の実施による営業利益から 0.2 パーセント以上を控除し、報酬として発明者若しくは考案者に与え、又は上記比率を参照して発明者若しくは考案者に一括性の報酬を与えなければならない。専利権を付与された単位は、その他の単位又は個人に対しその専利の実施を許諾する場合には、收受した使用料から 10 パーセント以上を控除し、報酬として発明者又は考案者に与えなければならない。

²² 日本「特許法」

(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

利法」第 15 条第 2 項が明記された趣旨は、国有、民間を問わず、「専利権を付与された単位」が「発明者又は考案者」に対して、「出資持分、オプション、配当等の方式」による「財産権インセンティブを実行」させ、「新規創造にかかる収益を合理的に共有させる」ことにより、「発明創造を奨励し、発明創造の応用を推進し、新規創造能力を向上させ、かつ、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進する」という改正「専利法」第 1 条の目的が国家レベルで実現されることを確実にすることにあると理解される。

その背後の政策的意図として、米中貿易摩擦との関係で公的に言及される頻度は激減しているけれども、「中国製造 2025」に見られる最先端技術分野での知的財産権立国の政策が存在していると考えてよいと思われる。

二、専利権独占行為に対する「反独占法」による統制

1、新設された第 20 条の内容

決定五、は「次の 1 条を追加し、第 20 条とする。「専利を出願し、及び専利権を行使するにあたっては、信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共の利益又は他人の適法な権益を損なってはならない。

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め条項は、無効とする。

3 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。

4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の金銭その他の経済上の利益（次項及び第七項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。

5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。

6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

7 相当の利益についての定めがない場合又はその定めたところにより相当の利益を与えることが第五項の規定により不合理であると認められる場合には、第四項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

「専利権を濫用し、競争を排除し、又は制限し、独占行為を構成した場合には、「反独占法」により処理する。」」と規定する。

2、新設された第 20 条第 2 項—専利権独占行為に対する「反独占法」による統制の政策的意義

新設された改正「専利法」第 20 条第 2 項から垣間見える景色は 2 つある。すなわち、1 つ目は、文言どおり、「専利権を濫用し、競争を排除し、又は制限し、独占行為を構成した場合には、「反独占法」により処理する」という世界各国においてよく見られる景色である。例えば、日本の公正取引委員会は独占禁止法と知的財産権法との関係について、「独占禁止法第 21 条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を發揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第 21 条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用されると説明しており^{【23】}、これについて「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成 19（2007）年 9 月 28 日、改正平成 22（2010）年 1 月 1 日、平成 28（2016）年 1 月 21 日）がガイドラインとして公表されている。中国でも改正「専利法」第 20 条第 2 項を契機として、専利権と「反独占法」の関係を規律するガイドラインが充実していくものと予想される。

しかし、中国の政策的特徴を反映するもう 1 つの景色として、中国共産党による「反独占法」に基づく統制強化の契機を見出すことができる。この問題を理解するための好例として、ジャック・マー（馬雲）氏の 2020 年 10 月 24 日の上海市内での講演会での発言を契機として、アリババ集団傘下のアント・グループが同年 11 月 5 日に予定されていた上海と香港での上場を延期し、2021 年 6 月 3 日には中国の金融監督当局により、消費者金融事業を分離するなど、金融法制面から監督管理強化を受けた。他方で 2021 年 4 月 10 日に「反独占法」を所轄する国家市場監督管理総局はアリババ集団本体に対して、取引先に対してアリババ集団の競合企業と取引をしないよう迫ったことが独占禁止法違反にあたりと認定し、一定

²³ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html> の「第 2 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方」「1 独占禁止法と知的財産法」参照。

の罰金（反則金）を科す決定を出しており、競争法法制面からも二重に監督管理強化を受けた。

当該事例との関係で、次に注意を要する。

（1）第 11 期三中全会で標榜された改革開放（1978 年 12 月）以前の中国では、公有制中心の純然たる社会主義体制が敷かれていたため、私有財産制（日本国憲法第 29 条第 1 項参照）を前提とする私的な権利義務関係を規律する私法が不要であるか、又はその重要性が資本主義社会より相当程度低いため、公法中心の法体系となり、それは中国共産党が人民及び中国共産党の規定する政策を含むルールを遵守しない者を統制する手段としての色彩を強く帯びていた。

（2）改革開放は、社会主義的公有制を重視しつつも、旧・国営企業（全人民所有制企業）と外国企業との中外合資経営企業を認めたように、社会主義公有制と資本主義私有制の混合所有制経済を容認し、習近平体制成立（共産党総書記及び中央軍事委員会主席について 2012 年 11 月 15 日、国家主席について 2013 年 3 月）までは私法体系の充実を図ることに力が注がれ、上記（1）の色彩は目立たなくなっていた。

（3）しかし、2014 年の第 18 期四中全会で「依法治国（法による国家統治）」の政策方針が標榜されると、従前同様の経済成長が期待できなくなる中で、法は再び不満分子の統制手段としての色彩を強めるに至った。

（4）この文脈で理解すべきは、アリババ集団を含めた IT 企業に対する統制強化の必要性である。すなわち、1999 年 3 月の 1982 年憲法の 1988 年、1993 年に続く第 3 回改正において、第 11 条第 1 項に「法律所定の範囲内における個人経済、私営経済等の非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。」の一文が挿入され、国有を中心とする公有制経済と民間を中心とする非公有制経済の社会主義市場経済における対等性が標榜された後も、伝統的産業分野では「国進民退（国有企業が栄える一方で、民間企業が衰退する）」とも言われた。一方で、IT 分野は 1990 年代に勃興した新たな産業分野であり、国有企業が一切競合しないことから、アリババ集団、テンセント集団、百度集団など民間ばかりが隆盛を誇る結果となった。そして、その隆盛振りは中国共産党の強い関心を喚起することとなった。というのは、アメリカにおいて GAFA+M（Google、Amazon、Facebook、Apple + Microsoft）が隆盛を誇り、その時価総額合計が東京証券取引所や香港取引所の株式総額に匹敵するほどの水準に達しただけでなく、中国本土を除く世界中の人々はそのサービスを積極利用する中で個人情報ビッグデータとして分析し、活用できる能力を体得していた。その能力を活用すれば、世界レベルで世論を特定方向性に誘導し、多くの国家及び地域の政策方向性にすら強い影響を及ぼすことができるまでになっていたからである。

換言すれば、1982 年憲法第 1 条第 2 項は「社会主義制度は、中華人民共和国の基礎となる制度である。中国共産党による指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴であ

る。いかなる組織又は個人も、社会主義制度を破壊することは、これを禁止する。」と規定するところ、民間中心の IT 企業集団はその本質的特徴を棄損しかねない潜在的危険を具備するに至ったということである。これは国家及び社会の安定という観点から見れば、中国共産党が社会主義市場経済を開始した 1992 年から 2020 年まで 30 年足らずの間に名目 GDP で 30 倍規模まで経済力が急成長し、同期間で最も成長した IT 産業がその莫大なエネルギーを最も効率的に吸収した負の反射的效果である、と見ることもできる。

(5) 以上 (1) 乃至 (4) の文脈を踏まえうえて、中国人民の個人情報背景とするビッグデータの独占的又は寡占的地位を切り崩し、中国共産党が指導する国家及び社会の安定性確保に一切の懸念を生じさせない程度の合理的弱体化を図るために、いかなる法制が最も効率的であるかと考えれば、それが「反独占法」【24】であることは自明である。金融法制面からの統制強化は、金融当局の統制の回避を図ろうとしたフィンテック分野に対する限定的なものにすぎない。一方、改正「専利法」第 20 条第 2 項の「専利権を濫用し、競争を排除し、又は制限し、独占行為を構成した場合には、「反独占法」により処理する。」という文言を読む場合、過度に集中した基幹的専利権を手中にする民間企業が登場すると仮定すれば、「濫用」や「独占行為」が各国の独占禁止法が注視をする競争制限的文脈のみで理解されるべきではなく、中国の特色ある社会主義法制の文脈で当該文言を理解すべき重要性に気づかされるのである。IT 産業に既に起きたことは、過度に集中した基幹的専利権を手中にする民間企業が登場した場合、同様に生じ得る未来だ、ということである。かかる民間企業が登場した暁には、慎重な配慮が求められるのである。

また、以上から窺える法改正の政策方向性として、新たな知的財産権と評価し得る「個人情報背景とするビッグデータ」の独占的又は寡占的地位を切り崩し、「反独占法」及びその関連法令を商品及びサービスの競争制限ではなく、ビッグデータ活用による競争制限という新たな課題に効果的に対応できるようにする、と予想できるのである。独占禁止法の競争概念が伝統的な商品及びサービスに限定されず、ビッグデータ活用に拡張されようとする新潮流は、既にアメリカ競争法分野で認められるところであり、中国にも取り入れられるであろう。

三、専利権紛争の早期解決の必要性

報道【25】によれば、専利権に関して 2021 年 4 月 30 日に米通商代表部 (USTR) は次のとおり公表しているとのことである。

「米通商代表部 (USTR) は 4 月 30 日、貿易相手による知的財産権保護の状況を分析した

²⁴ 2007 年 8 月 30 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議採択 同日国家主席令第 68 号により公布 2008 年 8 月 1 日施行。

²⁵ 産経新聞電子版「中国の知財保護「不十分」 米報告書、マスクなど偽造品も批判」
<https://www.sankei.com/article/20210501-H7ANUPWWCJMQZPDY2EI57BCORE/>

報告書を発表した。重大な懸念がある「優先監視国」に中国やインドなど 9 カ国を指定。中国については、知財保護に向けた抜本的な取り組みが「不十分だ」と批判し、対策強化を求めた。

米中は昨年 2 月、「第 1 段階」貿易協定を発効させた。報告書は、中国が協定に沿って、知財保護関連の法改正や規制強化を進めていると認める一方、関連制度を「効果的に履行」することが重要だと強調。「状況を改善させる根本的な変革には不十分だ」と断じ、一層の対応を求めた。新型コロナウイルスの感染拡大にともない、高性能マスク「N95」やコロナ検査キット、消毒剤などの偽造品が、中国から大量に出回ったと分析。世界最大の中国オンライン通販市場で偽造品の問題が悪化していることに懸念を示した。」

そこで、「効果的に履行」するための手段が問題となるところ、次の決定にかかる改正が関係する。

1、決定「十八、次の 1 条を追加し、第 52 条とする。「当事者は、開放許諾の実施について紛争が発生した場合には、当事者が協議により解決する。協議を望まず、又は協議が不調であるときは、国務院の専利行政部門に調停の実施を請求することができ、また、人民法院に対し訴えを提起することもできる。」

専利権紛争の全てが「人民法院に対し訴えを提起する」形式で解決されるとすれば、時間と費用がかかるばかりか、限りある司法資源との関係で、紛争解決メカニズムを「効果的に履行」することができない。そこで、ADR (Alternative Dispute Resolution。裁判外紛争解決手続き) の活用が問題になるところ、「国務院の専利行政部門に調停の実施を請求することができ」る制度はその一環である。

2、次の 2 つの改正は相互に関連する。まず内容を紹介し、その後にコメントする。

(1) 行政処罰の厳格化 (決定二十)

2018 年改正「専利法」	2020 年改正「専利法」
第 63 条 専利を冒用した場合には、法により民事責任を引き受けるほか、専利業務管理部門が是正するよう命じ、かつ、公告し、 <u>違法所得の 4 倍以下の罰金を併科することができる。</u>	第 68 条 専利を冒用した場合には、法により民事責任を引き受けるほか、専利にかかる法律執行に責任を負う部門が是正するよう命じ、かつ、公告をし、 <u>違法所得を没収するものとし、違法所得の 5 倍以下の罰金を科することができる。違法所得がなく、又は違法所得が 5 万元以下であるときは、25</u>

きは、法により刑事責任を追及する。	万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。
-------------------	---

(2) 懲罰的賠償制度の強化 (決定二十三)

2018 年改正「専利法」	2020 年改正「専利法」
<p>第 65 条 専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害により受けた実際の損害に従いこれを確定する。実際の損害を確定することが困難である場合には、権利侵害者が権利侵害により取得した利益に従いこれを確定する。権利者の損害又は権利侵害者の取得した利益を確定することが困難である場合には、当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。賠償金額は、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>権利者の損害、権利侵害者が取得した利益及び専利許諾使用料を確定することがいずれも困難な場合には、人民法院は、専利権の種類、権利侵害行為の性質及び事案等の要素に基づき、<u>1 万元以上 100 万元以下の賠償を与えることを確定することができる。</u></p>	<p>第 71 条 専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害により受けた実際の損害又は権利侵害者が権利侵害により取得した利益に従い確定する。権利者の損害又は権利侵害者の取得した利益を確定することが困難である場合には、当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。<u>故意に専利権を侵害し、情状が重大である場合には、上記方法に従い確定された金額の相当額以上 5 倍以下において賠償金額を確定することができる。</u></p> <p>権利者の損害、権利侵害者が取得した利益及び専利許諾使用料を確定することがいずれも困難である場合には、人民法院は、専利権の種類、権利侵害行為の性質及び事案等の要素に基づき、<u>3 万元以上 500 万元以下の賠償を与えることを確定することができる。</u></p> <p>賠償金額には、更に、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p><u>人民法院は、賠償金額を確定するため、権利者が既に挙証に尽力しているけれども権利侵害行為と関連する帳簿又は資料について主として権利侵害者が掌握している状況において、権利侵害行為と関連する帳簿又は資料を提供するよう権利侵害者に命ずることができる。権利侵害者がこれを提供せず、又は虚偽の帳簿若しくは資料を提供</u></p>

	した場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供された証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。
--	--

(3) コメント

行政処罰の厳格化と「反不正競争法」、「商標法」及び「著作権法」で既に先行導入済みの懲罰的賠償制度の「専利法」への導入は、厳格な行政処罰を科し、専利権の侵害被害を受けた者に懲罰的賠償による救済を付与することに主たる目的があるのではなく、専利権に関する保護義務を「効果的に履行」すべく、その萎縮的效果による予防法学的観点の主たる目的として導入されたものと評価するのが妥当な見方であると考えます。

以上

筆者紹介：1990 年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年 弁護士登録。99 年 村尾龍雄法律事務所、2000 年 キャストコンサルティング (上海)、02 年 弁護士法人キャストを設立。中国事業のコンサルティングは 20 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、2007 年香港、2012 年ミャンマー、2013 年ベトナムに拠点を設立。2020 年合併に伴い、弁護士法人キャストグローバルに社名変更、キャストグローバルグループ創業パートナーCEO に就任。異なる 11 におよぶ専門家集団でワンストップサービスの提供を実現する。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を 2 度受賞。

